

議案第232号

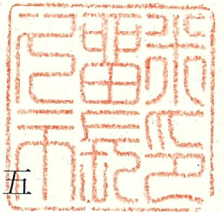
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画生産緑地地区の決定（久留米市決定）について

令和5年9月15日

久留米市長 原口 新五



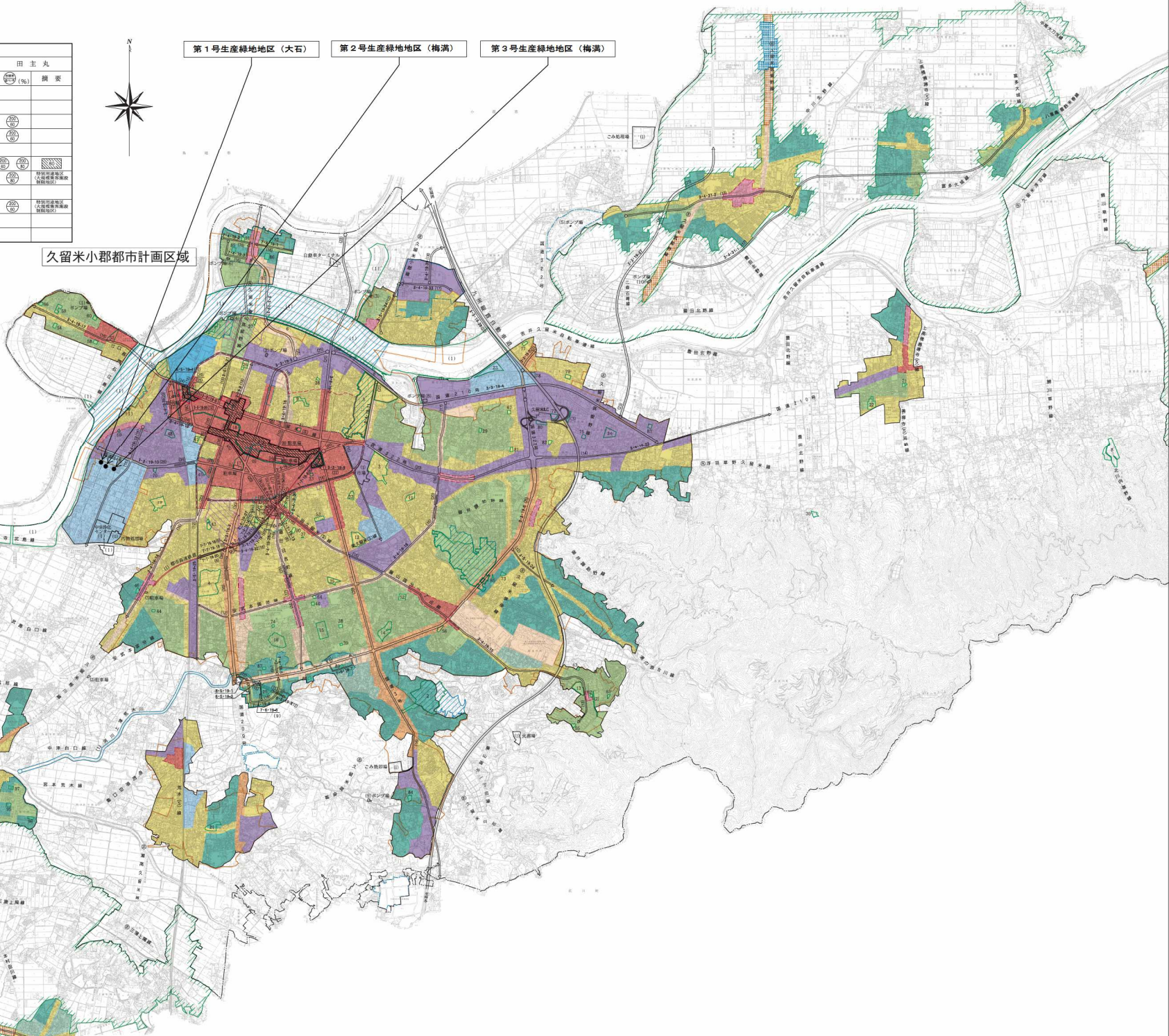
総括図 S=1:25,000

都市計画区域		久留米小郡		北野大刀洗		筑後中央広域		田主丸	
種別	概要	種別	概要	種別	概要	種別	概要	種別	概要
第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域	第一種居住用途地域
第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域	第二種居住用途地域
第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域	第一種中規模住居用途地域
第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域

都市計画区域		北野大刀洗		筑後中央広域		田主丸	
種別	概要	種別	概要	種別	概要	種別	概要
特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区	特別用途地区
田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区	田園居住地区
幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区	幹線沿道地区
産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区	産業集積地区

表示	項目	概要
[線]	都市計画区域	
[線]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[線]	市街化調整区域	市街化区域以外の区域
[線]	防火地域	
[線]	準防火地域	
[線]	高度利用地区	
[線]	地区計画区域	
[線]	第2種風致地区	高さ制限10m、積雪制限12m、風速制限、日照制限等あり
[線]	特別用途地区	2500㎡以上、2500㎡未満
[線]	特定用途調整地区	高さ制限あり
[線]	都市計画道路	(1)の数字は路線
[線]	都市高速鉄道	
[線]	都市計画河川	
[線]	公園・緑地	
[線]	駐車場整備地区	平成27年度人口集中地区

(注) 本計画図は、印刷ずれや誤差等で明確でない部分もあるため、その詳細については久留米市都市建設部都市計画課にてご確認ください。



第1号生産緑地地区（大石）
第2号生産緑地地区（梅満）
第3号生産緑地地区（梅満）

久留米小郡都市計画区域

久留米小郡都市計画 生産緑地地区の決定（久留米市決定）
 計画図 S=1/2,500




第1号生産緑地地区（大石）

第2号生産緑地地区（梅満）

第3号生産緑地地区（梅満）

区域境界表	
番号	名称
1~2	水路端
2~3	筆界
3~4	道路端
4~1	筆界
5~6	水路端
6~7	筆界
7~8	筆界
8~9	筆界
9~10	道路端
10~5	筆界
11~12	水路端
12~13	筆界
13~14	道路端
14~11	道路端

凡例
 都市計画決定区域

計 画 書

久留米小郡都市計画生産緑地地区の決定（久留米市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように決定する。

名称	位置	面積	備考
第1号生産緑地地区（大石）	大石町地内	約 0.13 ha	
第2号生産緑地地区（梅満）	大石町地内、梅満町地内	約 0.13 ha	
第3号生産緑地地区（梅満）	梅満町地内	約 0.41 ha	
合 計	3地区	約 0.67 ha	

「種類、位置及び区域は計画図の表示のとおり」

理由：

本農地は、長期にわたって営農継続が可能であり、生産緑地地区決定後も農地として適正な管理が見込まれることから、同農地を計画的かつ継続的に保全することで、市街化区域内の農地が持つ多様な機能を活かし、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を決定するものです。